

白井市特別職報酬等審議会第1回会議

1. 開催日時 令和5年5月25日（木）午後6時から7時30分まで
2. 開催場所 白井市役所東庁舎1階会議室101
3. 出席者 福島会長、霞委員、今委員、高橋委員、長嶋委員、中村委員、平川委員、松本委員
4. 事務局 松丸総務部長、齊藤総務課長、本橋副主幹、菅沼主任主事
5. 傍聴者 2名
6. 会議次第 議題1 常勤特別職の給料額について
議題2 その他

○事務局 では、改めまして、委員の皆さん、こんばんは。

定刻ですので、ただ今より、白井市特別職報酬等審議会令和5年度第1回会議を開会します。

今回は、日程調整の結果、夜分の開催となりましたが、令和5年度第1回会議に御出席くださり、ありがとうございます。

では、早速ですが、議事に先立ちまして、会長に一言御挨拶いただきたいと思います。会長お願いします。

○会長 皆さん、こんばんは。

昨年度は、議員の報酬について御審議を頂きまして、皆様方には大変な御協力、御尽力を頂きましてありがとうございました。

おかげさまで答申して、議員定数が減ったということでした。

予定通り選挙が実施され、18議席のところ22名が立候補されて、新人がそのうち6名入られて、女性議員もかなり当選したというふうに聞いております。議会が非常に多様性に富んだというのも、皆様方の御審議されたことがメッセージとして、地域のなかに広がったと思います。

今年度は、この特別職の報酬について、御審議をするということですが、今回も、忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、答申につなげていきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

では、本日の議題に入る前に、昨年度に答申を頂きました市議会議員の報酬額について、答申後の対応、議会での決定事項について、笠井市長より報告いたします。

○笠井市長 昨年は、市議会議員の報酬等の答申を頂きましてありがとうございます。

私のほうから答申内容に対する、市の対応と議会の対応について説明をさせていただきます。着座にて説明をいたします。

答申については、議員定数を3名減の18名とした上で、議長と副議長、各常任委員長、議会運営委員長、議員の各報酬を現行から5万円増額という、そういう内容を頂きました。

私は、この内容を尊重しまして、議会のほうに報酬の条例案も上程をいたしました。議会としましては、皆さん承知のとおり、令和4年第4回定例会において議員発議により議員定数が3名削減する条例案が、令和4年11月の22日に提案され、賛成多数で可決をされました。

これは議会運営委員会の委員長から、条例を発議した結果です。ですから、21名から18名。この諮問結果は、議会は受けていただきました。

一方で、報酬見直しの条例案については、答申内容で、報酬の見直しの前提となっている18名の条件は整ったことを受けまして、私は報酬の見直しに係る条例を同じく令和4年第4回定例会へ提案をいたしました。

提案内容は、特別職報酬等審議会の答申内容を踏まえ、議長から議員まで一律に現行の報酬額から5万円の増額とし、改選後の任期となる令和5年4月30日から施行するというものであります。

これに対しまして、3名の議員から市民への周知説明を丁寧にしたいという観点から、条例施行日を令和6年10月1日としたいという修正動議が出されました。

これに対しまして、討議として、修正動議への賛成反対、執行部提案であります原案への賛成反対と、様々な意見が出されました。

採決の結果としましては、令和4年12月19日、修正案は、賛成5名という少数により否決をし、執行部が提案の原案も賛成が9名、反対が10名により否決となりました。

このような一連の流れでございます。審議会の委員の皆様には、議会スケジュールなど視野に入れまして、本当に急ピッチで審議を進めていただきまして、本当に心から感謝をしております。

市としましては、答申内容に沿って議員定数を削減されたことを受けまして、条例改正案を提出しましたが、議会の結論としては、否決となった。

以上の結果になっています。

その結果、今回、会長さんが言ったように、定数18に対して22名の候補者が立候補しました。中身を見ますと40代の候補者も結構今回出されています。

ただ、元の定数21ですと、結局、1名しか落選しなかったような結果になっています。私の中でもいろいろな意見を聞いてみると、やはり現行の報酬ではなかなか働き盛りの人が手を挙げるのが難しいという声も聞いております。

ただ、こういう結果に至りましたので、今後は、議会も議員も含めて、再度、この内容について意見を確認しながら説明していきたいというふうに思っています。

国の審議会等でも、地方議会のなり手不足、全体でいわれていますので、この問題に

については引き続き検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上で、今回の経緯と、私が考えている内容についてお話をさせていただきました。

○事務局 ただいまの報告について、何か御質問等がありましたら挙手をお願いします。

○委員 今の市長の御説明を聞いて、背景が分かりました。

ただ、私の印象としては、この報酬審議会に諮問された第一義は、報酬額の改定だったわけです。そこには、定数というものは1文字も入っていないわけです。報酬と定数を検討していただきたいという答申であれば、今、市長お答えのとおりなのですから。

まず、私たちは、報酬の額について検討した結果上げるべきだと。そういう第1の結論になったわけです。その附帯条件として、市の財政状況を近隣と比較したら、3分の2と2分の3であるということで、定数を現在の21よりも減らしたほうがよろしいのではないかとという附帯条件だったのです。

ですから、第1目的は報酬を上げるべきだと。上げていいのではないかと。これが第1だったのです。その附帯条件として定数を見直したほうがいいのではないかとということだったのです。

ですから、主と従は、メインは報酬額なのです。今、市長の御説明によると、定数の削減と報酬額が、イーブンのような感じで、検討になっていると。

これは、当初の諮問内容と違うのではないかとというのが、私の印象なのです。これまでに、そういう今の市長のような背景が、説明がなかったものですから、どうなっているのかなという印象を持っておりました。

ただ、この諮問内容についての議会の解釈が今聞いて分かりました。ですから、結果論ですが、諮問答申の主と従が逆になっているという印象なので、これはちょっとおかしいのではないかとというのが、私の印象です。

○笠井市長 まさしく委員さんが言ったように、今回、報酬等を見直ししてほしいという諮問をさせていただきました。その結果、報酬については、見直しができませんでしたので、ここについては引き続き議会とも話し合いを進めていきたいというふうに思っています。

おそらく委員の皆さんが今回上げたほうがいいというのは、やはり、なり手不足、これが大きな要因ではないかと思えます。これは全国的にもいわれているのですが、働き盛りの議員がなかなかいない。そういう声がなかなか届かないというふうなことがいわれていますので、この報酬問題については、引き続き議会とも話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員 反対された議員さんたちは、今の給料が高いと思っているのですかね。それが分からないです。その35万に、我々は何回か検討させていただいて、上げるというところまでいったわけですが、その35万に対して、議員を削減したほうがいいんじゃない

ないの。35万上げたら、議員定数を下げるというのを人質に取ったわけじゃないですけども、委員さんも言っていましたけれども、そちらだけ先行して行って、そちらが成功したけれども、金はいらないよと。格好つけだけのような気がするのですけれども。すごい。

だったら、ただでやってくれよという話なのですよ。必要最低限の経費だけでやってくれば一番ありがたいのは、ありがたいのですけれども、反対したという意味が分からないです。だったら、この我々の答申は後にしてもらって、議員報酬を上げる上げないを先に決めてもらってからやってもらいたい。我々は幾らにするという、幾らが妥当じゃないかというのをお話ししたほうがいいんじゃないかと思えますけれども。

○笠井市長 自分も議員20人に対して意見聴取したわけではありませんので、確信的なことは言えませんが、ただ議員の中で多くの方は、このコロナの影響で非常に市民生活が苦しんでいると。こういう状況の中で、今、上げることが本当に市民にとっていいのかと。それとどうやって市民に説明すればいいか、説明の機会が欲しいという意見があったというふうに自分は思っております。

○委員 この給料を上げてほしいと言ったのは、市から言ったわけじゃなくて、議員側から上げてくれという要請があったわけですよ。その段階で、議会としては中には反対する人もいたかもしれませんが、議会としては上げてくれというふうに言って、市長にお願いした。

にもかかわらず、給料を上げることに反対したというのは、すごく筋が通ってなくて。これに対して議会としては、普通だったらわびを入れるべきかなと僕は思っています。そういう筋ぐらいいは通したほうがいいと思っています。

それは、今回の議事録を読んでいただいて、議会の方がそう思っていたのだったらいいなと僕は思っています。

あと、今後、議会がそういう要請をしてきたとき、今回の給料を上げることに反対した意見としては、市民の理解が、なんて言っていたかな。失笑されたという言葉があったかな。そういう議会、議会の定数が、議員の給料を上げるということを自分たちの支援者にしゃべったら失笑されたと言った議員の方と。

もう一つ、こういう委員会で言われたことどおりに、自分たちが出した提案書を改訂されて、そのまま言うとおりにやっているのは、議会としてみっともないという話をされたのです。

そういったことを踏まえて、議会が今後出してくるものに対しては、しっかり市側としても、こういう場を設けて、それなりに皆さん、僕も謝礼をもらっていますけれども、謝礼をもらって何回かお金が発生しているので、しかも、(事務局の)皆さんの労力も大分使っている。

そういうことを筋通さずに、ほごにするということに対してちゃんと怒りを持って接

したほうが良いと思っています。

なので、次に来的时候には、出てくる資料に対して、今回出てきた資料に対しても、あれが質の高いものとは決して私も思いません。そういうものに対して、突き返すこともあって良いと思っています。あんなどこかの大学のゼミの学生が作ったような、資料をたまたま貼っているだけみたいな。ああいうものを平気で出してくるということ自体がおかしいので、そこに対して、ちゃんと突きつけてもっとちゃんと審議してほしいと。

結論が何かも分からない。単になんか資料を並べているだけ、そういう。かつ、自分の都合のいいところだけ持ってきて、ほかは審議しない。そういうものに対して、ちゃんと突き返すようなことをやったほうが良いと思います。

だって、議会と市役所の職員さんの方って、立場が上下しているわけじゃないと思っているので、そこはしっかり言って、皆さんの労力も無駄にしないように、牽制していただきたいなと思いました。

以上です。

○笠井市長 委員さん、ありがとうございます。

全くそのとおりだと思っています。やはり今回の経緯というのは、議会のほうから報酬を見直してほしいという経緯を受けて、私のほうでは、皆さんに、追加というか特別に審議をしていただいた案件であります。

ですから、その内容というのは、十分尊重しなければいけないと思っています。また、皆さんの思いというのは、これから地方議会がどうあるべきか、これを含めた大事な答申だと思っています。今ではなくて、次の若い人たちにどうやって議会に参画をしていただくか、立候補していただくか、この内容だと思っていますので、そこは重く思っております。

ですから、今回これで終わりではなくて、引き続きまた議会とも話し合いをしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○事務局 では、ほかにもいろいろ御意見あろうかと思いますが、いったんこの報告については、ここで終わりにさせていただきたいと思います。

笠井市長につきましては、ここで退席をさせていただきます。

それでは、ここからは、白井市附属機関条例第6条第1項で、会長が会議の議長となることとなっておりますので、会長、議事の進行をお願いします。

○会長 それでは、もう既に議論が始まっているような感じになっておりますけれども、改めまして議事の進行をさせていただきたいと思います。

まず、本日の出席委員が、現在8名で、欠席委員2名というふうに伺っています。

白井市附属機関条例第6条第2項によって、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができないというふうにありますので、過半数の出席がありますので、本日の会

議は成立をしているということでもあります。

また、本日の会議は公開です。会議録も作成し、後日ホームページで公開をいたしますので、御承知おきください。

会議録作成に当たり、マイクの入力のあった音声を録音しておりますので、発言の際はマイクを使用して発言してください。

それでは早速、議題のほうに入っていきたいと思います。

議題の、皆様方に既に資料をお送りしているということでございますので、議事次第のほうを御覧いただきます。

常勤特別職の給料額の状況についてというところでもあります。こちらのほう、配布された資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事前にお送りしました資料、左上のほうに資料1と書かれたものから資料6までです。そちらと、常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例。こちらは裏表で4枚、ステープラーで止めてあるものが一つ。

それと、裏表1枚で、一般職の職員の給与に関する条例。こちらは、その条例の中の通勤手当の部分、第12条、第13条。こちらを抜粋したものになります。

これを見ていただきながら説明をさせていただきます。主に、資料1を見ながら、端々に資料2を見てくださいというような形で御説明をいたします。

「現状」「今」がどのようなになっているかということの説明のための資料とさせていただきます。

では、資料1を御覧ください。上から参ります。

白井市特別職職員の給与、常勤の特別職というのは、市長、副市長、教育長、この3人になります。先ほど、両面の4枚ある条例の抜粋になるのですけれども、この中で、第2条に給料のことが書かれておりまして、特別職の職員の給料は、別表第1のとおりとするとあるのですが、別表第1はどこかといいますと7ページ目。この一番下に別表第1とあります。

別表第1で、市長の額、副市長の額、教育長の額が、ここの条例に書かれております。これがこの資料の1のほうにも同じものが書かれておりまして、金額でいいますと現在は市長83万円、副市長69万円、教育長65万円の給料です。

同じようにその条例から抜粋した内容がこちらにあるのですが、「給料」「旅費」「期末手当」を支給するというふうに白井市ではなっております。

旅費というのは出張に伴う費用ですが、例えば、多くは市内で、公用車で行くとかです。その場合は公用車ですので旅費はありませんが、電車に乗って行くとか飛行機に乗って行くという場合は、それが旅費として支払われます。

「期末手当」というのは、民間でいういわゆるボーナスのことです。6月と12月に支給しております。率などは、後に説明をいたします。

大きい2番。他自治体特別職の職員の給与との比較。こちらでまず資料の2、A3の横長の資料2を御覧ください。

これは、千葉県内の「市」を比較しているものです。市長、副市長、教育長、それぞれが分かれておりまして、それぞれの給料等が書かれております。

資料2は、上から、政令市、中核市、あと市としての番号があるのですがけれども、順番にありまして、この資料2の場合は、27番目が当市になります。ちょっと網掛けがされております。

※1で、決算額は令和元年度一般会計歳出の総額です。と書かれていて、なぜ令和元年度かと申しますと、令和2年度からは、新型コロナウイルスの関係で、市によって状況が様々ですので、その新型コロナウイルスの影響の前という意味合いで、令和元年度の一般歳出をここに載せました。

似たような表で、資料3。資料2と3の違いですがけれども、資料3は人口別に上から並び替えたものです。数字の内容は、資料2と資料3は同じです。

もし人口別だったら、どういうふうになるのかというのを比較するような意味合いで、資料3は作りました。

このように市によって、給料額、違います。

資料1に戻っていただきまして、大きい2番の①番。給料月額が多寡。市によって給料月額は違います。

②番。地域手当の有無。地域手当というのは何かということで、大きい3番を御覧ください。

民間賃金の地域間格差の事情等に応じて調整する手当、公務員特有の手当です。物価やその地域で働かされている企業等の収入。そういうものを鑑みて、人事院規則で定められています。

この地域は何級で何パーセントですと決められておりまして、それを踏まえて、各市で、自分たちで、条例で定めています。

資料2の27番。白井市を御覧ください。

地域手当、一般職。我々一般職は、この地域手当が6パーセントあります。この6パーセントは給料月額に対してかかります。

100万円の給料だとすると6パーセントなので、地域手当は6万円。足して106万円がその月の収入となります。

同列の右側、特別職を見ていただきますが、白井市の場合は、特別職は0パーセント、つまり地域手当はありません。先ほどの条例にも、地域手当を出すという文言はありませんでした。

表を見てもらうと分かるのですが、現状としては、地域手当を出している市、出していない市というのがあります。そして、出している市としてもパーセントはその市によ

って異なります。

一般職職員と同じとしている市もありますし、パーセントを変えている市もある。それは、市によって様々ございます。

資料1の大きい2番の③に戻ります。通勤手当の有無。大きい4番「通勤手当とは」を御覧ください。

大きく二つです。一般職、我々の場合なのですけれども、①番。通勤のため交通機関等、電車とかバスを利用する職員へ負担する運賃を支給。白井市の多くの場合は電車なのですけれども、通勤手当として定期代を支給しています。

その次、車とか自転車の場合は距離に応じて決められています。例で、自家用車で通勤片道6キロメートルの場合、これ私です。4,200円通勤手当が出ています。

根拠は何かと申しますと資料でお送りした一般職の職員の給与に関する条例。

何キロメートル以上の場合には幾らというふうに書かれています。

ここで私の例を言いますと、私は6キロですので、片仮名のイ。片道5キロメートル以上10キロメートル未満というところに当てはまります。したがって、4,200円の手当となります。

また資料2を御覧ください。

市長で見ていただきますと、通勤手当という欄がございます。通勤手当を出すと言っている市とそうでない市、両方あります。白井市の場合はゼロですので、通勤手当はありません。

条例上で特別職の給与というのは、給料、旅費、期末手当ですというふうに書かれています、そのほかはありません。

県内においては、一番右の備考を見ていただくと、通勤手当一般職の例によると書かれています、特別職用の通勤手当の表というのはありませんでした。

条例に一般職の例によるというふうに書かれていますので、もし白井市だったら先ほどの一般職と同じように何キロメートル以上は幾らというような、手当の額になるかと思えます。白井市の場合はありません。

資料2、資料3は全く同じ数字になりますが、資料4を御覧ください。資料4の上側です。こちらは同じ千葉県内の市、この白井市の近隣、なじみのあるところをピックアップしました。

数字においては、ほぼ資料2、3と同じなのですが、この表の中で期末手当の欄を設けました。その理由は年収です。年収を目安として出すために、給料と期末手当と全部足して年収まで出したのですが、こちらで1か所訂正があります。一番下※の3で「期末手当は年間分を計算したものです」と書いているのですが、これが誤っておりまして、「年間」ではなくて、「一期分」、6月と12月、2回あるのですが、その1回分だけの額がその期末手当には書かれています。これが誤っていました。すみません。

「年の計」、年収においては、その2倍です。6月分と2月分と給料と毎月の12か月分をかけたもの全て書かれておりますので、年の計としては合っております。

ただし、通勤手当については、人によって違いますので、通勤手当はあってもなくてもそこは加味しておりませんので、毎月の給料と期末手当を考えるとこれくらいというような目安とさせていただければと思います。

同じ資料4の下側です。こちら類似団体。昨年度、議員報酬のときにも類似団体との比較というのを提示させていただきましたけれども、同じ意味合いとして財政規模や人口規模、あとは、地域的な要素。こちらを総合して、類似団体と呼ばれている団体です。

やはり市長、副市長、教育長というふうに分かれているのですが、類似団体なので、より県内市のいろんな市よりは多少似ているかなという印象はあります。

資料の5を御覧ください。資料の5は、資料4と項目としては同じものになります。対象の市も同じです。何が違うかと申しますと、資料5の数字。大変小さいと思うのですが、住民1人当たりが負担する「金額」ということで割り返しをしました。それぞれの給料月額、期末手当の額とありましたけれども、これを人口で割った数字になっています。

ここでの人口というのは、ホームページ上で最新のものを書いておりますが、市によっては3月31日現在、4月1日現在、5月1日現在とあり、統一できておりませんが、これも、大体これくらいというふうに思ってください。

資料4と同じで、※の3で「期末手当は年間分を計算したものです」と書かれているのは「年間分」ではなくて、「1期分」だけの間違いです。資料4の数字をそのまま人口で割り返したものと思ってください。訂正いたします。

最後、資料の6です。A4サイズの資料の6です。期末手当と年収は目安ということで御提示しましたので、今回実際は給料額というのを比較していただくのですが、今回は、この資料6においては、その給料月額を決算額で割り返しました。

歳出額に占める特別職の給料額、幾らになるのか。数字が大変小さいので、あまりピンとこないかなという印象がありますが、純粹に給料月額を決算額で割ったものです。

再度、資料の4と5において、※の3で「期末手当は年間分を計算したものです」と書かれているのは「年間分」ではなくて、「1期分」だけの間違いだということをおわびして訂正いたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。今、事務局から資料の説明を頂きました。

それで、今年度は、前回、議員の報酬ということでしたけれども、市長、それから副市長等の報酬について議論をするということですが、今年度も、この「報酬」が妥当かどうか、適正かどうかということをお審議いただきます。

もし妥当ではないという場合は、これを上げるのか下げるのかというところを議論し

ていただくわけですが、それを答申に盛り込んでいくというのが、今回の作業ということになります。

詳細な議論は、今回はしないということで、次回以降ということになるかと思えます。今回は、頂きました資料について、御質問を受けるということと、昨年度もそうだったと思いますが、さらに必要な資料、これを事務局に作っていただきますので、どんな資料が欲しいのかということをお委員の皆さんに御意見をいただければと思います。

質問、御意見あれば、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員 では、最初に、これは上げる下げるの話であって、さっき言ったみたいに、もう上げる一辺倒だったら、先に議員の先生たちに採決してもらったほうがいいかなと思ったのですが、これ上げると我々が答申を決めても、幾らというところの話になったときに、一生懸命話をしても、自分たちの給料も上げなかった人たちが賛成すると思えないのです。どうしたらいいのですかね。

○会長 審議会としては、諮問されたことについてお答えするというのが我々の使命ですので、それ以上、それ以下でもない。答申を出すということですね。その答申に対して、議会がどう判断するかというのは議会の判断ですので、その議会の判断を見て市民がどう考えるかということかと思えますので、審議会としては、あくまでも、諮問に対して答申を出すということかと思えます。

よろしくお願ひいたします。

○委員 さっきの※3が1期分という期末手当の分なのでありますが、私も公務員をやっていたときに、確か1期分と2期分って割合が違ったような気がするのですが、こちらはどっちのほうを入れたのかなという。全く一緒だったら2分の1なのでいいのですが、どうなのでしょう。それを質問したいと思います。

○事務局 では、資料4の1番下の※2というのを見ていただきます。委員がおっしゃったように率が異なる市と同じ市がありました。6月期は1だけど、12月期は2という場合もありますし、両方とも1.5と1.5ですよ。それは、市によって状況が違います。

ですので、今回は、分かりやすくするために、年間分を足して2で割っており、平均とご願ひください。

実際は、類似団体の国立市だったと思うのですが、国立市は3月期もありました。3月、6月、12月という3回あったのですが、これは本当に3回を足して2で割ったような感じになります。

○会長 事務局、お願ひします。

○事務局 今の回答の補足となりますけれども、委員のほうからは、今回の金額が6月分と12月分で同じ額なのか別なのかという確認かと、私は取ったのですが、といった形でよろしいですかね。

そうしましたら、回答としましては、今の特別職の期末手当につきましては、白井市

の場合、6月も12月も同じ率を使っておりますので、同じ同額という形になります。

○会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○委員 御説明いただいた資料の中で、資料5ですね。住民1人当たりが負担するという表を作られていますけど、これを作られた意図を聞きたいのですけれども、なぜこういう。これってどういう意味があるかなと、何かこれと言いたい、示したいという意図があれば、教えていただきたいです。

○会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 正直、事務局でも、どういう数字を示せば、皆さんがいい議論ができるのかなというところは少し考えました。

昨年も、議員さんの報酬を審議していただく中で、例えば「住民1人当たり」「全体の予算に対する割合は」といういろいろな意見がありましたので、今回に関しては、この資料を元に審議をしていただくということもあるのですけれども、一つの指標としてお示しをさせていただいております。

ですから、この表自体が何かの意味があるかといいますと、これから次回以降になりますけれども、皆さんに御審議いただくときに、どのような資料が必要なのかということを考えていただくための一つのきっかけということで出させていただいたものです。

○委員 ちょっと拝見した印象なのですけれども、全然数字が違いますよね。でかい市と中規模の市と。30円になったり300円だったり。だから、比較する理由がどこにあるのかなと思った次第なのですけれども。なので、これは使いようがあるのかなと、正直思ったのですけれども、いかがでしょうか。私は、使い方がよく分らないです。

○事務局 委員さんの中で、いろいろな数字に関しての見方があるというのは、様々な視点からの議論がされるということだとは思っております。ですので、自分たちとしても、どの資料でどう議論していけば、正しいゴールになるのかというのは、それは、回答はないものだと思っておりますので、委員さんのほうで、こういう議論をしたいから、この資料が必要だということであれば、我々としては、その資料を準備して、皆様に御議論いただいた上で、特別職の適正な報酬というのを、答申を頂ければというところでございます。

○会長 それでは、事務局から、試行的にこれを出していただいたという理解でよろしいですかね。これを元にする場合もあるし、ほかに、これに付随するというか、ほかに必要な資料がある場合は出してほしいということですので。

ほか、いかがでしょうか。

○委員 質問させていただきます。

前回の議員さんのときは、議員報酬について、高いか安いかということで、安いということに関する、最初に意見というものがいろいろ資料等にもあったのですけれども、

この特別職について、何かそういう議論が今まで白井市の中であったのかどうか、その辺りの状況というのを教えていただきたいということが質問でございます。

○会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 今回、常勤特別職の諮問をしたわけですが、常勤特別職につきましては、特別に、今のこの基準が、高い安い、安いから上げたい、高いから下げたいということでの諮問ではなくて、今現在のこの金額が妥当なのか適正なのかという視点で御議論いただければと思います。

ですので、審議の内容によっては下げるという答申も十分あり得るのではないかなと。逆に上げるというような答申もある。それについては、市としてはフラットな形で審議をお願いしたいと思います。

○会長 適正かどうかというところをまず審議するということですね。ですから適正でないという結論が出た場合に、上げる下げるの議論があるということです。

委員、お願いします。

○委員 さっき委員さんがおっしゃった、過去にこういう議論があったかということ。それに対しては、もしあれば、20年とか前だったらいいんですけども、10年以内ぐらいにこういう議論があったのだったら、その討議内容というのは、今日頂ければなど。それは、次の資料としてでいいと思います。

あと、私からは質問一つと欲しい資料二つで。質問は、副市長ってどうやって決まるのかなというのと、あと資料として欲しいものは、教育長の妥当性が全然分からなくて、具体的にどういうことをしている方なのかというのを何か資料があれば欲しいなど。

あと、市長の給料に関しては、適正な競争か分かりませんが、今、結構ハイクラスな人の人材って取り合いになっていて、市長にどういう人材像を求めるかによるのですけれども、例えば、市の職員って400人ぐらいいると思うのですけれども、そういう基準なのか。

あるいは、扱う資産規模がこうだったら、民間企業だったら、そこの上に立つ人間って一体どれくらいの給料感で争奪戦が行われているのかなと。そういう観点で見ると、今の給料って妥当なのかなと、ちょっと僕は安いと思いつつ聞いているのですけれども。

そういう人を本当に招聘したいと思うのだったらそれなりの世間一般的な、人の取り合いになっているので、いわゆるハイクラス転職とかいうのがいろいろやっていますけれども、ああいうところと話をしたら、おのずと世間一般の相場って見えてくるのではないかなと。

そこをターゲットにするというのもいいのかなというふうにちょっと思っているのですが、その辺の資料があればいいかなと思っています。

○委員 手元にある、ここでもらった資料だけでも、平成19年から、3、4回ありま

すよ。その時から83万円です。だから15年以上前ですか。ずっとそういうわけです。上がってはいないし下がってもいないと。

○委員 分かりました。

○会長 どうぞ、事務局。

○事務局 三役の報酬の状況につきましては、令和4年の3月18日に第1回、委嘱状交付した時の会議になります。1回目の時の資料としておそらく、委員さんも見ている資料がそれかと思いますが、そこに載せさせていただきまして、最後の答申、当時の報酬審議会の答申では、平成6年から期末手当については平成22年から改定を行っておらず、平成28年2月の時の答申で、引き上げはやむを得ないと判断するというような、審議会での答申は出ております。

ただ、実際には、三役の給料額は、改定はしておりませんので、平成6年から現行の額となったままです。期末手当については、平成28年の時に変えている経緯はあります。

○会長 ということで、改定がされてないということですね。今まで。

○事務局 そうですね。結果として平成6年から、今の額のままです。

○会長 副市長なのですが、白井市の場合、国から来るとか、内部からとか、どんな感じになっていますか。

○事務局 副市長の選任につきましては、基本的には市長が選びまして、議会の同意を得て決定をしております。ただいまの副市長につきましては、千葉県からの派遣を受けている状況です。

○会長 県から来ているのですか。分かりました。県から来ているお一人だけですか。

○事務局 白井市は、副市長は一人になります。

○会長 そうですか。分かりました。

それは、毎回、千葉県から来るという形でしょうか。

○事務局 一応、任期は4年になるのですが、千葉県の都合なんかもありますので、大体2年ぐらいでお戻りになるケースが多いのですが、毎回ということではないのですが、笠井市長になられてからは、今、お二人連続で県から派遣を依頼しているところです。

というのも、災害関係とかそういったところで、県との連携をしていかなければいけないというところもありますので、現在は、県とのそういったパイプもつなげるという意味もありまして、県からの派遣を受けているという状況です。

○会長 分かりました。おそらく、委員の御質問は、派遣とかじゃない場合、この副市長を確保するのにそれなりの給料が必要かどうかということも含めて、多分、御質問かと思ったんですが、そういうわけではないですか。

○委員 いやもう純粹にどうやって選んでいるのかなと。

○会長 ちょっと深読みしすぎました。失礼しました。

○委員 よく分かりました。

○会長 よろしいですか。

○委員 民間会社、大きい会社は、副社長もいれば、会長もいるし、専務もいるけれども、小さな会社は副社長なんていませんよ。副市長を置くべき法律的な根拠あるのですか。これは、市長と違うのは選挙で選ばれていませんよね。そこが圧倒的な違いですよ。副市長としての存在のことについて、まずお聞きしたいのですけれども。

○事務局 副市長の設置については、記憶で申し訳ないですけれども、地方自治法のほうで定められているのですけれども、実際に不在の期間というのはございますので、必ずいなければいけないということではないのかなと思っております。

実際に、笠井市長が就任された1年目は不在の時期がございました。それで、その間に、市長のほうで人選をされまして、そのときに県から1人目派遣をしていただいたという経緯がございます。その辺の法的根拠等については、またお調べさせていただいて、次回までにお示しできればと思います。

○委員 私がお聞きしたかったのは、市長と副市長がいて、当然その下に部長とか課長とかいますよね。なんとか役とか。副市長が上がれば、その下も自動的に上がる可能性が高いですよ。どうなのですか。そうすると、市の全体の人件費が上がりますかね。市長と副市長だけ上がって、部長とか課長とかも、当然人間は誰だって上げてくれということになりますよね。そういうことはあり得るのですか。

○事務局 通常の一般職につきましては、千葉県の人件委員会の勧告を踏まえまして、給料表の見直し等を行っております。

ただ、特別職につきましては、定額で、毎回こういった報酬審議会等の意見を、答申を受けまして、上げる上げないということ判断しておりますので、必ずしも特別職が上がったから連動して一般職が上がるということではないです。

○会長 先ほどの委員の質問ですけれども、補助機関についての質問で、私、今、念のため、条文を確認しましたけれども、地方自治法の161条で、「市町村に副市長村長を置く」というふうになっていまして、ただし、条例で置かないことができるということで、条例が必要になってきますので、条例がない以上は、置かなければならないということです。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、委員、お願いいたします。

○委員 今の話の流れで、副市長と教育長の、職務権限とか職務内容の規定規則は、御提示いただきたいと。端的に言えばどういったお仕事をされているのか。日常。どういった責任を負われているのか。資料を。

○会長 業務内容ですね。

○委員 業務内容。こういったお仕事をされているなら、このぐらいの報酬なのだろう

などというのがなんとなく分かるものをいただければと。

○事務局 そちらについては、次回までに事務局のほうで御用意させていただきます。

○会長 ほか、いかがでしょうか。

先ほど、議論にありましたように、市長の給料の考え方と、議員の給料というのですか。ちょっと違うというのは、議員の場合は、被選挙権に住所要件があって、住所が市内3か月以上ないと立候補できないです。市長の場合は住所要件がないのですね。首長の場合は。法律の趣旨は、地域を超えて幅広く優秀な人が来ると取れるということで、住所要件を外しているというのが法の趣旨ですので、そうすると、給料を上げるとひょっとすると、いい人が来るかもしれないという。全然関係ないかもしれないですし、それは分からないですけども。

だから、そこはちょっと議員の考え方と違うところですので、その辺も少し頭の片隅に入れて御議論いただくということになろうかなと思います。

今回、白井市は無投票だったのですよね。2回無投票ですか。

○事務局 前回も無投票でしたが、それ以前は毎回選挙になっていました。ここ2回無投票が続いた状況です。

○会長 なるほど。分かりました。

どうぞ、委員。

○委員 このさっきの資料5なのですけども、ここの下段、下のほうの表の中で、類似団体の市民1人当りの金額か。とても高いところ、東京都、福生市というのか分からないですけども、あと日高市とか。こういったところって、どういう考えで、高額というか分かりませんが、ほかと比べて結構高い金額になっているかというのを、多分、市の考えとして、市長の給料というのはこうあるべきだみたいな議論から。ほかと比べて、ここの数字だけ見ると、高いように見えるのですけれども、何か思想があったのじゃないかなと。そういうところの議論がもし分かれば、ここに限らず、ほかでも突出してこの割合が高い同規模の都市があれば、それを参考にしてもいいのかなと。

高くなる方向でしゃべっていますけれども、もしあればそういうのがあるといいかなと思いました。

○会長 事務局ありますか。

○事務局 できる範囲で調べさせていただいて、そういった明確な理由が分かるようであれば、お示しさせていただければと思います。調べさせていただければと。

○会長 どうぞ、委員。

○委員 例えば、国とか総務省とかを含めてなのですけども、こういう議論をするときに、どういうものが、議論のときの検討の課題になるのか、そういう知見というものがあると、こちらも議論するときに深まるものですから、何か参考になるものがあれば、次回御提示いただけると、ありがたいということでございます。

○事務局 そちらはいろいろ調べさせていただきます。他市でも結構ホームページに、報酬審議会の記録なんかが出ているケースもございますので、その辺もいろいろ調べさせていただきますと思います。ありがとうございます。

○会長 そうですね。論点整理を少ししていただくとありがたいと思います。

どうぞ、委員。

○委員 今回の審議の範囲というのは、今日、最初にお示しいただいた給与の額とか旅費とか期末手当とか、そこまで及ぶのですか。地域手当とか。

○事務局 諮問をしているのは、あくまでも常勤特別職の給料になりますので、年収等を出すに当たっては、やはりそういった手当が必要になるので、資料としてお示しさせていただきます。メインで御審議いただきたいのは、給料の額でございます。

○委員 例えば、旅費が出ていないのですけれども、旅費を出せということではないということですね。

○事務局 通勤手当ですね。それは、委員さんの中で、御議論があるのであれば、事務局としては、もちろん意見としては受け止めさせていただきます。

ただ、メインで御審議いただきたいのは、給料の月額ということになりますので、よろしく願いいたします。

○会長 どうぞ、委員。

○委員 委員さんの意見に上乘せするのですけれども、確かに通勤手当が出ないって、多分大した金額じゃないと思うのですけれども、なんとなく仕事のために動いているのに、お金を自分で払わなくてはいけないというのは、ボディーブローで効いてくるので、できれば入れたほうが良いと思っていますのですけれども。

例えば、笠井さんが事例になるか分からないのですけれども、どれぐらいが、白井の市の、笠井さんはこの辺の近くに住まれていたような気がするのですけれども、例えば、それだったら、どれぐらいのお金になっているのかなというのは見せていただいて、笠井さんは参考にならないかもしれませんが、市の職員の方でもいいのかもしれませんが、それをお聞きして、その金額を見て入れてもいいかどうかというのは、ぜひ判断させていただきたいと思っています。

○事務局 そうしましたら、市長、副市長、教育長の、現在、通勤手当が出ていたら、幾らぐらいになるのかというのは試算できますので、そちらもお示しをさせていただきますと思います。

参考ですけれども、市長はおっしゃるとおり市内で、今現在来ている副市長は千葉市から来ていただいております。教育長については栄町からになります。

○会長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。

給料の話ですので、あと職員の職階別の最低額と最高額。これも併せて参考までに出

していただくとよろしいかなと思います。

○事務局 会長、すみません。今の職階別の最低額と最高額というのは、給料表ベースの1号級から95号級とかいう話ではなくて、実際に支給対象となっているのが、1級だったら一番低くて幾ら、一番高い1級は幾らというような感じで、うちは8級制なので、8級の一番低いところと高いところということですかね。

○会長 そうですね。職階で、大体どれくらいもらっているのかという。参考までにとのことです。

○委員 教育長のことをお聞きしたいんですけども。教育長は教員経験者になるんですよね。それとも、有識者になる場合もあるのですか。

○事務局 白井市では、大分昔になりますけれども、文部科学省から派遣いただいているケースもございますので、必ずしも教員とは限らないです。

○委員 教員の方がなった場合は、教員を退職したときにいったん退職金を払うのですか。それとも教育長の部分も退職金の対象に入るのですか。

○事務局 教育長は、特別職になりますので、いったん先生としては退職をして、市の特別職として、また別になります。

○会長 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、事務局。

○事務局 今まで出た中で、次の会議までに準備する資料の確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○会長 お願いいたします。

○事務局 順不同になろうかと思いますが、三役の業務内容が分かる資料。それから過去の議論が分かる答申内容ですとかその資料。それから三役の自治法上での立てつけが分かるようなもの。なんのためにどう置くと書かれているのか。先ほど会長から御説明ありましたけれども、もう一度自治法上で確認したいと思います。

それから類似団体で、日高市の例がありましたけれども、三役の給料月額が高い設定となっているようなところがどのような議論でそうなっているのか、分かるようでしたら、ホームページなどで審議会の内容が、正直Googleなどでひいても、出し方がまちまちなので、うちのように逐語のように報告が出されていると、どういういきさつでそうなったかが分かるのですが、結論のみと出されていると、そこまでにどういう内容があったのかが読み切れるかは分からないのですが、調べます。

それから、先ほどの職階制の一般職のほうの職階級ごとの最低と最高の額。それから国などでのあり方検討会とかの、論点整理のための検討の知見が示されているかどうか確認いたします。

あと通勤手当の試算ですね。今の三役だったら、通勤手当を一般職員ベースで計算したら、幾らぐらいになるのかという試算させていただきます。

皆さんが出していただいたのは、これくらいでしたでしょうか。漏れがあったら申し訳ありません。

○委員 説明が分かりにくかったので。市役所の職員数とか、その扱っている資産規模から考えられる部長さんというか、そういうことをマネジメントする人間を、市中で、デューダとかハイクラス転職とかいっている転職サイトで、そういう人を雇用しようと思ったら、一体どれぐらいの給料を払わなきゃそういう人を採れないか。今、いろいろなハイクラス転職がなんとかかんとかだとCMやっているじゃないですか。ああいうところに多分聞くのか見たら、もしかしたら分かるような気がするのです。

大体300人規模のマネジメントをする人ですとか、資産規模何百億円ぐらいは、何百億はいかないですけども、これぐらいの規模を扱うマネジメントしますと。そういう人を雇おうと思ったら、どういう給料払わなきゃいけないかと、なんとなくこう出てくると思うので、ちょっと聞いてみていただけるといいかなと思います。

○事務局 会社だったとしてみたいなイメージですよ。社長と従業員だったとしたらというようなイメージでよろしいでしょうか。分かりました。

○会長 あとは、よろしいでしょうか。

そうしましたら、また後でお気付きになりましたら、事務局のほうに連絡をするということでもよろしいですか。

それでは、今日出た資料はまた次回までに御用意いただくということで、今日は資料の確認ということで終わりにしたいと思います。

議題の2がその他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 では、スケジュール確認ということで、第1回目の時に皆さんにお配りしたスケジュールにのっかってなのですけれども、差し当たり次回、7月の末を予定しております。6月に入りましたらなるべく早い段階で、皆さんに日程調整をお願いしますので、お返事を頂ければと思います。7月の下旬を目指してはおります。

○委員 できるだけ昼間だと嬉しいです。

○事務局 はい。皆さんの御都合に合わせてですけれども、それは、我々もそうなので、皆さんが一番御都合のよろしいところを調整するという形になります。お願いします。

○会長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、本日第1回目の会議のほうを閉会とさせていただきたいと思います。